

糸島市

空き家出張相談

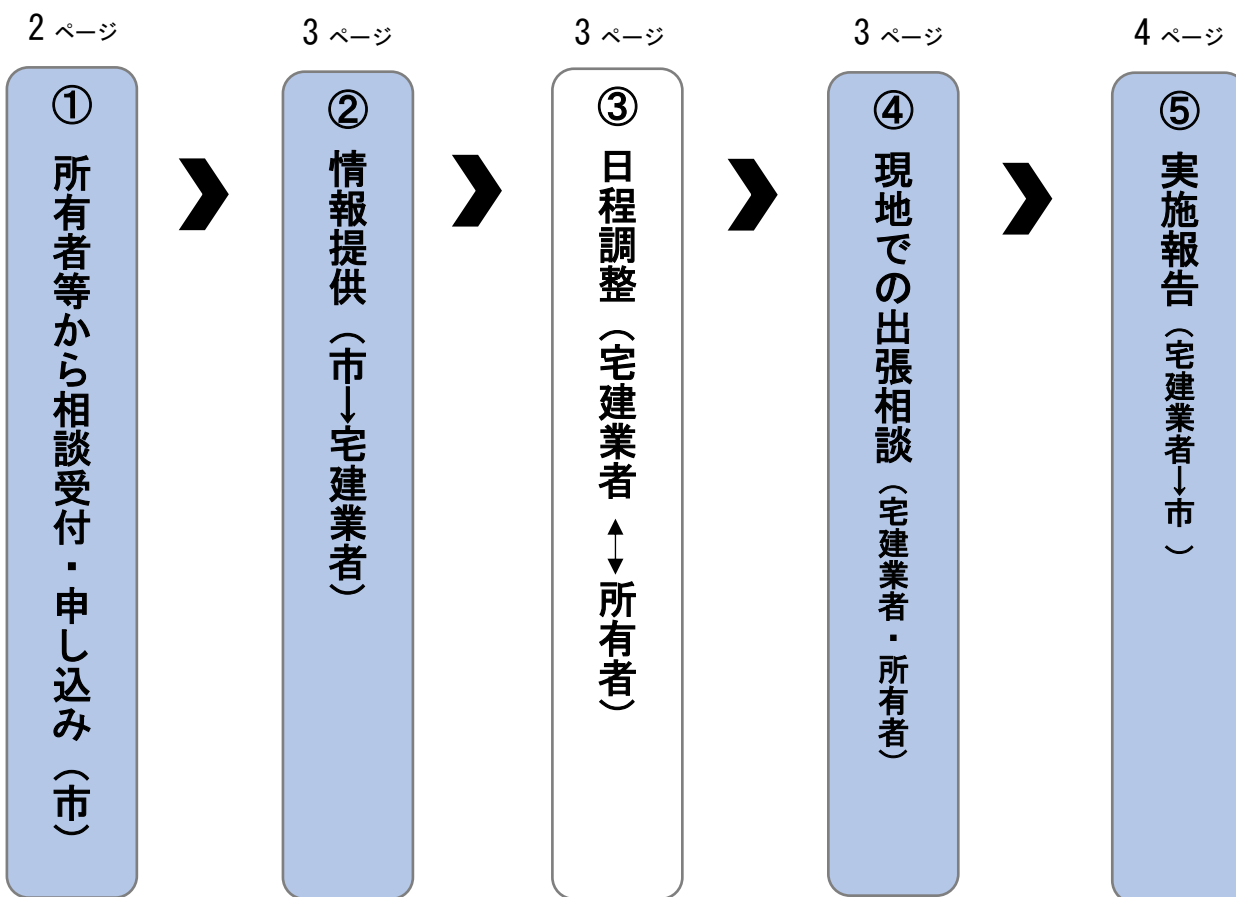
手続き案内

空き家の適正管理及び利活用を促進するために、
空き家の所有者等が抱える不安や疑問に対して、
宅建業者が現地を訪問、専門的な助言・情報提供を行います。

糸島市 コミュニティ推進課 人口減少地域対策係
住 所：〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号
電 話：092-332-2062（直通）
092-323-1111（代表）※開庁時間以外
F A X：092-323-2344
メール：community@city.itoshima.lg.jp



手 続 き の 流 れ



①所有者からの相談受付

市が空き家所有者等から出張相談申し込みを受け付けます。
申し込み対象、必要書類は以下のとおりです。

【相談対象の詳細】

1. 対象住宅 市内に所在する一戸建ての住宅（法人所有を除く）
ただし、次の空き家は除く。
 - ・都市計画法その他法令に違反している
2. 対象者 下記のいずれにも該当する者
 - ・空き家の所有者（相続により所有者となる者を含む）または、当該所有者の同意を得た親族等
 - ・将来的に売却または賃貸を検討している人

添付書類	取得先	☒
(1) 申込書	コミュニティ推進課 市ホームページ からもダウンロードできます  市ホームページ	
(2) (3) どちらか一方 (2) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し（※1）	（登記事項証明書） 福岡法務局 西新出張所  オンライン手続も可	
(3) 土地家屋台帳（履歴全部記載されているもの）（※1）	糸島市役所 1 階総合案内	
(4) 固定資産公課証明書の写し（※2） （固定資産税納税通知書の写しまたは課税台帳兼名寄帳でも可）	糸島市役所 1 階総合案内	
(5) 地籍図謄写の写し	糸島市役所 1 階総合案内	

（※1）の書類はどちらか一方の提出で出張相談受付は可能ですが、(3) の書類では一部内容が相談できない場合もございます。

（※2）の書類を取得する際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参ください。
代理で取得する場合は、「本人からの委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要です。



詳細はこちら

【申し込み方法】

窓口または郵送

※郵送の場合は、発送前に市へ「氏名・連絡先・発送日」をご連絡ください。

※申込時、本人確認を行います。顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。

郵送の場合、顔写真付きの本人確認書類の写しを送付してください。

②情報提供

【委託先】

公社）福岡県宅地建物取引業協会

当該団体と平成 25 年 9 月 30 日に「定住促進に向けた協定」を締結しています。

※市が受付した相談者情報を上記団体に提供します。

③日程調整

上記団体に所属する宅建業者から申込者へ直接連絡があります。電話やメールにより相談実施日の日程調整を行います。

【出張相談日時】

平日・休日ともに午前 9 時から午後 5 時まで

1 回の相談時間は約 90 分が目安です。

④現地での出張相談

市から提供する相談物件の基本情報や都市計画情報などをもとに、宅建業者が所有者立ち合いのもとで現地調査・相談を実施します。

※空き家の鍵の開閉は申込者にてご対応をお願いします。

※宅建業者が駐車する場所の準備をお願いします。

【相談内容】

- ・売却等に向けた流れや手続きの説明
- ・売却時に想定される費用の確認
- ・現地の状況に応じた課題や留意点のアドバイス
- ・その他、空き家管理や利活用の可能性に関するアドバイス

※市や宅建業者が所有者（相続により所有者となる者を含む）の意に反して売却等を勧めることはありません。

⑤実施報告

相談終了後、宅建業者が実施結果（概要・所見）を市へ報告します。